平成29年5月8日

相模原市長 加 山 俊 夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開(一部公開)決定処分に関する諮問について(答申)

平成28年11月9日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案 について、別紙のとおり答申します。

以 上

# 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年6月9日付け広報課第5号により相模原市長(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定(以下「本件処分」という。)については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

### 2 審査請求の経緯

- (1)平成28年5月30日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、「わたしの提案、陳情・要望等事務取扱い要綱の改定について」に記載されている「特定の提案者が同一趣旨の提案等を繰り返し且つ執拗にくりかえすこと」及び「誹謗中傷又は公序良俗に反する内容を含むもの」の内容が分かる全ての資料について公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、「わたしの提案、陳情・要望等事務取扱い要綱の改定について」ほか1件を公開請求に係る公文書と特定し、このうち件名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第1号に、また公開することにより提案者との信頼関係が損なわれるなど、事業の実施に著しく支障を及ぼすおそれがあるため同条第5号エに該当するとの理由で非公開とし、平成28年6月9日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書公開(一部公開)決定通知書を送付した。
- (3) 平成28年6月27日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年11月9日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

黒塗りの回答である。もっと真摯に情報公開するべきである。隠蔽体質の 情報公開は法律上許されない。

最近広聴広報課がおかしな対応をしだしたから公開説明を求めて情報公開 した。条例、要綱は法律に反することを決めてはいけないことが理解されて いないようなので審査請求をした。

わたしの提案、陳情・要望等事務取扱い要綱(以下「取扱い要綱」という。) の改定について記載されている多数提案者事例は私を指しているものと思わ れる。私はバカ、アホ、無能、仕事ができない、とは書いているがその他は書いていない。市職員は自分たちは高尚な人と認識しているようであるが一連の職員に依る不祥事を見れば世間ではこれらの行為をしたものを、バカなどと呼んでおりこのような行為をしたものは会社では首にしている。高尚な人はこのような不祥事は起こさない。公務員を首にすることを公務員法では分限免職と言われているようであるが民間ではこれを首と言う。

私は誹謗中傷及び恫喝などはしていない。職員の中には能力の欠如した職員が多数在籍している。

次に恫喝であるが私は恫喝などはしたことがない。市職員は私に対し恐喝をしてきた職員はいる。

多数提案者案件一覧表についても全部真っ黒では何か全然わからない。これは明らかに情報公開法隠蔽行為に該当する犯罪である。また取扱い要綱第10条にも本人以外へは原則として非公開とあるが私は本人であり公開すべきであろう。

# 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1)対象となっている公文書について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、次のとおり特定した。

ア わたしの提案、陳情・要望等事務取扱い要綱の改定について

イ 多数提案者案件一覧表

(2) 非公開とした部分及び理由

本件対象公文書のうち、非公開とした部分は、件名であり、非公開とした理由は、件名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第1号に、また、広く提案等を募るため、公開することにより提案者との信頼関係が損なわれるなど、事業の実施に著しく支障を及ぼすおそれがあるため同条第5号工に該当するからである。

#### 5 審査会の判断

(1)わたしの提案、陳情・要望等事務について

わたしの提案、陳情・要望等(以下「わたしの提案等」という。)事務は、 市民からの意見や要望を市政に反映させる広聴事業の一つとして、取扱い 要綱に基づき、市内公共施設等へ配置した専用用紙や手紙、電話、電子メ ール、ファクスなどにより事務所管課である広聴広報課が受け付けし、必 要に応じて回答等をするものである。

その内容を公表することについては、取扱い要綱第10条において、「提案等については、提案等を行った本人以外へは原則として非公開とする。ただし、広聴広報課が提案等の内容及び回答について、広く市民に周知すべきと判断したものについては、個人情報等を削除の上、広報さがみはら及び市ホームページ上へ掲載することができる。」と規定しており、市ホームページのわたしの提案サイトでは、「ご提案は、個人情報について十分配慮した上で、市政への参考とするため、庁内共有するとともに、ご提案等の内容は、広報紙や市ホームページ等で紹介させていただくこと」及び「ご提案や回答の内容は、広く市民の皆様にお知らせするため、個人情報等を除き広報紙や相模原市ホームページ等で紹介させていただく事」がある旨を表記している。

また、市ホームページ「市民の声(業務改善・施策への反映事例)」において、わたしの提案、電話、窓口、メール等で寄せられた意見・要望等を生かした業務改善や施策への反映事例などについて公表しており、同サイトには、「個人情報に関わる部分並びに個人を推定できるような記載は、記載内容を抽象化したり削除したり」する旨を表記している。

# (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、取扱い要綱の改定に係る公文書である。

実施機関は、本件対象公文書のうち非公開とした部分について、条例第7条第1号及び第5号エに該当する旨主張していることから、以下、各号該当性を検討する。

#### (3)条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報とする趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し得る情報だけでなく、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有して

いる又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

イ わたしの提案等に寄せられる提案等のうち個人が行うものについては、 一般的に、提案等をする人(以下「提案者」という。)の日常生活での困 り事やこうあってほしいという願いなどについて、住宅、道路、下水道、 福祉、子育て、教育、スポーツ及び文化など市政の様々な分野に反映さ れることを目的として行われるものであり、そこには、個人の主義・主 張、心情、経験、生活環境、経歴などが反映されていると考えられる。

当審査会において対象公文書を見分したところ、個人の主義・主張、 心情、経験、生活環境、経歴などの具体的な記載があり、提案者個人を 識別することができるもの、また、その記載の特徴等から、特定の個人 を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利 益を害するおそれがあるものについて、同条第1号本文に該当すると判 断する。

他方、一般的又は抽象的な情報や、氏名等他の個人情報と結びつくことがなく、個人の権利利益の侵害のおそれがないと判断する別表に示した部分については、同号本文には該当しない。

- ウ なお、当該非公開とした部分については、同号ただし書ア「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。また、同号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と認めるべきものとは言えず、同号ただし書イに該当しない。
- エ 同号ただし書ウは、「公務員等(中略)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

「公務員の職務の遂行に関する情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものである。

本件対象公文書には、公務員の氏名の記載が認められ、当該情報が公 務員以外の個人に関する情報でもある場合には、全体として特定の個人 に関する情報として同号本文に該当するものである。しかしながら、公 務員の情報が職務の遂行に関する情報であり、公務員以外の個人に関す る情報ではない場合については、同号ただし書ウに該当し、公開すべき である。

(4)条例第7条第5号工該当性について

ア 条例第7条第5号は、「市の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げる」のうち工は、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」のあるものを規定している。

この場合の「支障」の程度は実質的なものが要求され、また、「おそれ」 の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があ ると認められるかどうかによる。

- イ 実施機関は、取扱い要綱第10条に規定する「提案等を行った本人以外へは原則として非公開とする」趣旨について、いわゆるハードルを低くして、市への提案等を気軽に行えるようにするため、また、提案等を公開することは、提案者との信頼関係が損なわれるなど事業の実施に著しく支障を及ぼすおそれがあるためである旨説明している。
- ウ 既に上記(3)において条例第7条第1号に該当すると判断したものについては、同条第5号工該当性を判断するまでもないことから、その他の部分についてこれをみると、提案等によっては、提案者による踏み込んだ内容が記されていることから、提案者に、公開された場合の不安や戸惑いを抱かれないようにすること、また、事業を適正に遂行するために提案者との信頼関係を損なわないことが重要であるということについては首肯し得るところであり、同号工に該当すると認められる。

しかしながら、別表に示した部分については、一般的又は抽象的な情報であり、これを公開しても事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから同号工には該当せず、公開すべきである。

## (5)その他

審査請求人は、自分は本人であるから取扱い要綱第10条の規定に基づき公開すべきである旨主張している。

しかしながら、条例に基づく非公開情報とは、公開請求者のいかんを問わず判断するものであることから、特定の個人に関する情報について、当該本人が公開請求した場合であっても、条例第7条第1号ただし書に該当しない限り、公開することができないものであることから、審査請求人の主張は採用することができない。

なお、実施機関が保有する公開請求者自身の個人情報については、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)に基づき、開示請求ができるものである。

また、審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を

及ぼすものではない。

# (6)結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきであると判断する。

# 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年11月 9日	実施機関からの諮問
平成29年 3月 6日	審議 実施機関からの意見聴取
4月 5日	審議 審査請求人の意見陳述

第 2 部会委員 髙佐 智美 岩﨑 忠 安永 佳代

# 別表

区分	公開すべき部分
2 4 - 0 1 - 0 0 3	次の番号に該当するもの以外の件名
~ 2 4 - 1 2 - 0 7 4	2 4 - 1 2 - 0 0 3
25-01-009	次の番号に該当するもの以外の件名
~ 2 5 - 9 - 0 4 1	25-11-029
2014-提案-00010	次の番号に該当するもの以外の件名
~ 2 0 1 4 - 提案 - 0 0 9 9 5	2 0 1 4 - 提案 - 0 0 1 3 0
	2 0 1 4 - 提案 - 0 0 4 4 5
	2 0 1 4 - 提案 - 0 0 5 2 8
	2 0 1 4 - 提案 - 0 0 9 2 7